

## 6 広域災害時における応援体制

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、複数の市(区)町村が広範囲に被災し、水道施設が甚大な被害を受けた場合には、被災地域をエリア分けし、「地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援」を実施することが有効である。

この地域別パッケージ支援は、一定地域を区切って応援地方支部を割り当て、幹事応援水道事業者が担当地域における応急給水から復旧までを一体的に統括することで、施設の早期復旧とそれに追従した機動的な給水活動が可能になる。

また、地域別パッケージ支援の実施に当たっては、応援地方支部間の連携を図るため、総合調整拠点としての現地対策本部を設置するとともに、当該本部において定期的に隊長間会議を開催することで、担当地域の進捗状況や課題を共有しつつ、全体調整を図ることが必要である。

### 【この節の内容】

#### 6-1 地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援

#### 6-2 現地対策本部

#### 6-3 隊長間会議

#### 6-4 国・都道府県等との連携

### 6-1 地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援

#### (1) 地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援の実施

複数の市(区)町村が広範囲に被災し、水道施設が甚大な被害を受けた場合、一定の区域ごと(例:被災市(区)町村単位等)に応援地方支部を割り当て、応急給水から応急復旧までを一体的に支援する「地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援」を必要に応じて実施する(図6-1参照)。

この実施については、被災地方支部、応援地方支部及び日本水道協会救援本部の協議により決定するものとする。

#### (2) 幹事応援水道事業者による応急活動の指揮・調整

応援地方支部は幹事応援水道事業者を設定するとともに、各担当地域における応急活動の指揮・調整については、幹事応援水道事業者がその役割を果たすものとする。

なお、支援が長期間になった場合の単一都市に対する負担に配慮し、特に応急給水活動については幹事応援水道事業者の交代や一部職務の代行を適宜行う。

(3) 担当地域間の相互融通

被災地での復旧等に伴い、担当地域内において一時的に給水車等の過不足が生じた場合には、応援地方支部間の協議により担当地域の枠組みを超え相互融通を行う。

**応急給水・応急復旧パッケージ支援**

- 奥能登6市町へ3地方支部による地域別の応急給水・応急復旧パッケージ支援を実施



図 6-1 能登半島地震における応急給水・応急復旧パッケージ支援

6-2 現地対策本部

(1) 現地対策本部の設置

日本水道協会救援本部は、複数の地方支部による大規模な応援体制（地域別応急給水・応急復旧パッケージ支援）を円滑かつ効率的に行うため、原則として、総合調整拠点としての現地対策本部を設置する。

(2) 現地対策本部の構成員

現地対策本部の構成員は原則として次の者とし、必要に応じ構成員を変更することもできる。

- 被災地方支部長都市
- 被災都府県支部長都市等
- 応援地方支部（幹事応援水道事業体）
- 日本水道協会広域調整隊

(3) 現地対策本部の機能

現地対策本部は、次の全て又は一部の機能を果たすものとする。

- 応援地方支部の活動拠点
- 応援地方支部、日本水道協会本部（広域調整隊）及び被災都府県支部等の情報共有拠点
- 応援水道事業体の一次集結地、中継地
- 物資（給水袋等）の中継・分配・備蓄機能
- 車両、重機等の駐車スペース

(4) 設置場所の決定

支援先への移動時間、宿泊施設の状況、電気・通信の復旧状況等を総合的に判断し、応援地方支部及び日本水道協会救援本部の協議により、適切な場所に設置するものとする。

なお、設置場所の候補となる都府県支部長都市は、上記(3)の機能を果たすために必要となる執務スペース、駐車場の確保などについて、平時から検討しておくものとする。

(5) 関係者による情報共有方法

現地対策本部における関係主体の情報共有に当たって、日本水道協会救援本部はファイル共有システムを構築するなど情報共有の効率化に努めるものとする。

### 6-3 隊長間会議

(1) 隊長間会議の開催

各担当地域の復旧進捗状況や課題を共有しつつ、活動の全体調整を図るため、各応援地方支部の幹事応援水道事業体、日本水道協会広域調整隊及び被災都府県支部長で構成する隊長間会議を定期的を開催する。

開催方式については、参集形式を基本としつつ、必要に応じてオンラインを併用する。

(2) 主な議題

隊長間会議では主に以下の事項を議題とするほか、状況を踏まえ随時必要な事項を協議する。

- 被害・復旧状況（様式 28）
- 応急活動に係る課題共有（例：復旧用資機材の調達、給水車相互融通の要否、復旧班の増減見込み等）
- 国、都道府県等関係機関の情報共有（例：道路啓開状況、財政補助等）

また、会議終了後、これらの資料については、日本水道協会救援本部から関係者に対し速やかに共有する。

#### 6-4 国・都道府県等との連携

大規模災害の現場においては、水道固有の課題はもとより、まちの復旧・復興と連動した水道復旧や被災者ニーズに沿った応急活動が求められる。

このため、日本水道協会広域調整隊は、国（国土交通省リエゾン、TEC-FORCE）や都道府県水道行政担当部等と連携しながら、復旧の加速化に向け、次のような調整を図る。

- 現地の活動状況に応じ、道路、電力をはじめ、他のインフラ部門との連携が必要になる場合は、国土交通省に対し調整を依頼する。  
なお、次のインフラへの依頼様式については、国土交通省と調整の上、あらかじめ定めておくものとする。
  - ① 道路 … 優先道路啓開に係る依頼
  - ② 電力 … 復電依頼・見込み等の情報提供
  - ③ 通信 … NTT等通信に係る復旧依頼・見込み等の情報提供
- 被災地に至る道路が寸断された場合等においては、車両（給水車・重機等）や復旧用資機材などに係る緊急輸送手段の確保を国土交通省に依頼する。
- 下水道の溢水等を防ぎ、上下水道一体での円滑な復旧に資するため、水道の復旧状況等について国土交通省リエゾンと共有する（**様式28**の共有など）。
- その他、現地活動の共有や復旧加速化に向けた要望等を行うため、日本水道協会広域調整隊と国土交通省リエゾンにおいて、効果的な連絡調整を図るとともに、収集した情報については、速やかに隊長間会議等においてフィードバックする。